公

県東

民地

局域

:

○道

0)

指 定......

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機 

対大大大<t

:

(建築住宅課) …

告

示

目

次

告

示

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、

位置等に関す

(警

務

課

:

끄

公安委員会

同..... 同.....

同

: =

局域 :

 $\equiv$ 

〇右

○右 ○右 台右

同 :: ::

同.....

司

: ≡ : = : =

局域

同.....

第八百七十五号

令和七年

# 二月十二日

変更前 志問看護ステーションひな 弘前市大字宮川三丁目一七の公式前市大字安田字近野一四六字更後   変更前 ごけいかい訪問看護ステー 青森市大字安田字近野一三六の一   ション の一	
た。お問看護ステーションひない。お問看護ステーションひな	
た。お問看護ステーションひないけいかい訪問看護ステーションひな	区
	分
	名
の青 の青 で 一 で で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 大 字 安 四 で 大 字 安 四 大 子 安 の に 大 子 安 の に 大 子 安 の に 大 子 を の に 大 の に に に に に に に に に に に に に	称
子子子子	所
田字 田字 川三丁I	在
野 日 日   四 三 七   六 六 の	地
デ 四令 ・ 二和 ・ 一 一	年変 月 日更

#### 青森県告示第六十二号

第二十号)第十七条の規定により公示する。 とおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第二項の規定により、 (昭和三十六年二月青森県規則 次の

いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗

延 長 幅 員 指定 年 月 日 郎

位

置

### 青森県告示第六十一号

規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、 同法第二十四条第二号の規定により公示する。 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の

令和七年二月十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

届出により確認された。このことが、

令和六年十一月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、

建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該

当する。

建設業者の許可の取消し

(昭和二十四年法律第百号)

第二

一十九条第一

項の規定により、

次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

内九一の五内三一の五のの内の内のお及の七一〇、の五一〇内八、八、七いび内〇七の五内一一の、五五二五九ら五、の〇一〇、の四一五の〇の〇の中での五内五四の五内九一〇内の内の内で、の二一〇、の八の〇の〇の八、八五四五内三一の五内二の大〇の〇の「八、八百二の大二〇、の八一〇、の一、八八日〇一の五内九一〇五内一〇五内二〇大〇〇の〇〇〇〇八十〇一の五内九一〇五内一〇五〇〇〇〇〇〇〇八一〇、の八二〇、の八一〇、五〇の〇〇〇 二三九・〇〇 四 メ○トル 七年一月三〇日

公

#### 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和七年二月十二日

る

青森県知事 宮 下 宗 郎

商号又は名称 有限会社鹿内建業

代表者の氏名 鹿内時秀

主たる営業所の所在地 青森市大字油川字浪岸三七の一〇

許可番号 青森県知事許可 (般-四) 第 一〇〇〇七四号

六 五 兀 取消年月日 令和六年十一月十九日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可能

取消しの原因となった事実

七

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法

令和七年二月十<sup>-</sup>

青森県知事

宮

下

宗

郎

商号又は名称 アクア設備株式会社

代表者の氏名 竹内剛

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 八戸市沼館

一丁目二の一二

許可番号 青森県知事許可 (特—六) 第 一五七五五号

兀

Ŧī. 取消年月日 令和六年十一月十九日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ 確認された。このことが、 令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎 取消しに係る建設業の許可

代表者の氏名 商号又は名称 工藤拓司 株式会社工藤建設

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎三丁目一三の二二

五 四 許可番号 青森県知事許可 (般-五) 第三〇〇七二三号

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 令和六年十一月二十八日

業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設

取消しの原因となった事実

に該当する。 が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定 令和六年十月二十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこと

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎

商号又は名称 株式会社エイユーテック

代表者の氏名 西田大作

主たる営業所の所在地 八戸市旭ケ丘五丁目一の一二

四 許可番号 青森県知事許可(特—四)第三〇〇三五一号

Ŧī. 取消年月日 令和六年十一月二十九日

鉄筋工事業、舗装工事業、 土木工事業、 屋根工事業、 防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、 建築工事業、 管工事業、 しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、 タイル・れんが・ブロツク工事業、 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、 鋼構造物工事業、 水道施設工事業 塗装工

及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 令和六年十一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当す

### 建設業者の許可の取消し

る

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和七年二月十二日

る。

商号又は名称 有限会社新青工業

青森県知事

宮

下

宗

郎

\_ \_ 代表者の氏名 櫻井優子

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字ほとけ沢四〇の

四 Ħ. 取消年月日 令和六年十二月二日 許可番号 青森県知事許可(般—六)第五〇〇四一二号

取消しに係る建設業の許可

に係る一般建設業の許可 建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、 しゆんせつ工事業及び水道施設工事業

七 取消しの原因となった事実

る。 より確認された。このことが、 令和六年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当す

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎

別表第二

(第二条関係

(警察官駐在

別表第二(第二条関係)

(警察官駐在

改

正

後

改

正

前

- 商号又は名称 株式会社ササキコーポレーション
- 代表者の氏名 佐々木一仁
- $\equiv$ 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二五九
- 六 五 四 許可番号 青森県知事許可(特—一)第五〇〇四二五号
  - 取消年月日 令和六年十二月九日

取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和六年十月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

#### 安 委 員

規則をここに公布する。 交番、 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する

令和七年二月十二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

## 青森県公安委員会規則第一号

する規則 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則 (昭和三十六年八

欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後

> 所の名称及び位置) 弘前警 所轄警 察署 察署 [略] 所の名称及び位置)

名称	位置	所轄警	名称	位置
-		同上		
石川警察	弘前市大字石川	弘前警	石川警察	弘前市大字石川
官駐在所	字石川三十一番	察署	官駐在所	字石川三十一番
	地十二			地十二
桜ケ丘警	弘前市大字桜ケ		桜ケ丘警	弘前市大字桜ケ
察官駐在	丘四丁目一番地		察官駐在	丘四丁目一番地
所	六		所	六
相馬警察	弘前市大字五所		相馬警察	弘前市大字五所
官駐在所	字野沢四十七番		官駐在所	字野沢四十七番
	地一			地一
藤代警察	弘前市大字石渡		藤代警察	弘前市大字石渡
官駐在所	三丁目七番地五		官駐在所	三丁目七番地五
新和警察	弘前市大字種市		新和警察	弘前市大字種市
官駐在所	字小島六十七番		官駐在所	字小島六十七番
	地			地
岩木警察	弘前市大字五代		岩木警察	弘前市大字五代
官駐在所	字早稲田五百八		官駐在所	字早稲田五百八
	番地四十一			番地四十一
船沢警察	弘前市大字折笠		船沢警察	弘前市大字折笠
官駐在所	字法立堂三番地		官駐在所	字法立堂三番地
				_
高杉警察	弘前市大字高杉		高杉警察	弘前市大字高杉
官駐在所	字阿部野四百二		官駐在所	字阿部野四百二
	十九番地			十九番地
_	-	_		_

この規則は、令和七年二月十七日から施行する。

附 則

		の記載は注記である。	備考表中の[]
	[恒斗]		[略]
地八		地六	
田二百四十四番	所	田二百四十七番	所
村大字田代字神	察官駐在	村大字田代字神	察官駐在
中津軽郡西目屋	西目屋警	中津軽郡西目屋	西目屋警
松八十七番地三		松八十七番地三	
大字夕顏関字若	官駐在所	大字夕顏関字若	官駐在所
北津軽郡板柳町	沿川警察	北津軽郡板柳町	沿川警察
田一番地二十		田一番地二十	
大字常盤字一西	官駐在所	大字常盤字一西	官駐在所
南津軽郡藤崎町	常盤警察	南津軽郡藤崎町	常盤警察
目二番地十		目二番地十	
大字西豊田二丁	官駐在所	大字西豊田二丁	官駐在所
南津軽郡藤崎町	藤崎警察	南津軽郡藤崎町	藤崎警察
二丁目一番地四	官駐在所	二丁目一番地四	官駐在所
弘前市大字青山	宮園警察	弘前市大字青山	宮園警察
六		六	
三丁目十六番地	官駐在所	三丁目十六番地	官駐在所
弘前市大字城西	城西警察	弘前市大字城西	城西警察
地二		地二	
字勝山四十八番	官駐在所	字勝山四十八番	官駐在所
弘前市大字大森	裾野警察	弘前市大字大森	裾野警察

東奥印刷株式会社「森市第二問屋町三丁目一番七七号」(印刷所・販売人)